9	(1)　千葉県香取市佐原イ474―8　(61.00) (2)　千葉県香取市笹島字笹津4762―1　(46.00)	北緯35度53分30秒東経140度29分51秒の地点と北緯35度55分33秒東経140度29分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　埼玉県川越市新宿町５―２―５　(110.80) (2)　埼玉県比企郡川島町大字吉原208―1　(52.00)	北緯35度54分02秒東経139度28分50秒の地点と北緯35度58分15秒東経139度29分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　埼玉県加須市南大桑字上谷那683―1　(64.80) (2)　埼玉県久喜市小右衛門714―6　(39.80)	北緯36度06分43秒東経139度38分18秒の地点と北緯36度06分47秒東経139度39分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(361.80) (2)　栃木県那須塩原市上厚崎286―13　(331.00)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯36度58分00秒東経140度02分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(363.60) (2)　栃木県那須塩原市青木字大輪地原19―7　(448.30)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯37度00分19秒東経139度59分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(355.30) (2)　栃木県那須郡那須町大字寺子乙字時庭22―1　(348.10)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯36度58分43秒東経140度04分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度58分45秒東経140度05分01秒の地点と北緯36度58分46秒東経140度05分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度58分47秒東経140度05分12秒の地点と北緯36度58分51秒東経140度05分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　山梨県山梨市小原西109　(394.70) (2)　山梨県甲州市塩山小屋敷字滑沢2319　(1724.30)	北緯35度41分27秒東経138度41分23秒の地点と北緯35度46分44秒東経138度47分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　山梨県甲府市大和町１―46　(344.70) (2)　山梨県南アルプス市下今井字的場446―1　(336.60)	北緯35度40分42秒東経138度33分14秒の地点と北緯35度37分45秒東経138度29分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　大阪府大阪市住之江区南港北１―９―９　(137.70) (2)　大阪府大阪市住之江区南港東３―３―16　(26.30)	北緯34度38分11秒東経135度25分27秒の地点と北緯34度37分21秒東経135度26分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　沖縄県島尻郡南大東村字南302―7　(64.90) (2)　沖縄県島尻郡北大東村字中野151―1　(72.40)	北緯25度49分18秒東経131度13分51秒の地点と北緯25度51分39秒東経131度15分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　沖縄県島尻郡座間味村大川原301　(105.50) (2)　沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉川田950―11　(50.80)	北緯26度13分42秒東経127度17分54秒の地点と北緯26度13分31秒東経127度17分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
(1)　北海道札幌市中央区大通西１丁目無番地　(119.00) (2)　北海道千歳市幌美内国有林　(873.00)	北緯43度03分40秒東経141度21分23秒の地点と北緯43度02分11秒東経141度21分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道旭川市春光町国有地無番地　(147.00) (2)　北海道空知郡上富良野町字上富良野　(632.00)	北緯43度47分27秒東経142度22分03秒の地点と北緯43度44分15秒東経142度24分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都港区芝浦４丁目22番１号　(167.90) (2)　東京都港区芝浦１丁目16番１号　(59.00)	北緯35度38分29秒東経139度45分08秒の地点と北緯35度38分45秒東経139度45分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185―２　(899.00) (2)　埼玉県川越市新宿町１―17―17　(66.70)	北緯35度54分39秒東経139度27分24秒の地点と北緯35度54分15秒東経139度28分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都府中市朝日町３―12―１　(80.20) (2)　東京都八王子市高尾町高尾山官有無番地　(602.00)	北緯35度40分16秒東経139度30分59秒の地点と北緯35度37分35秒東経139度14分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度37分34秒東経139度14分54秒の地点と北緯35度37分34秒東経139度14分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度37分33秒東経139度14分49秒の地点と北緯35度37分33秒東経139度14分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　大阪府貝塚市秬谷字水呑596―19　(750.60) (2)　大阪府泉北郡忠岡町新浜３　(17.50)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度29分50秒東経135度22分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域